

和歌山県外国人材が安心して働ける環境整備事業補助金（第 2 回）

よくある質問への回答

1 申請一般について

【問 1】 予算額を超える申請があった場合にはどのような取り扱いになりますか。

【回答】 予算の範囲内で補助金を交付することが前提になっていますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

【問 2】 交付決定は先着順ですか。

【回答】 先着順ではありません。公募期間を設け、当該期間内に受け付けた申請について審査を行った上で、一斉に交付決定を行います。

【問 3】和歌山県外国人材が安心して働ける環境整備事業補助金交付要綱第 9 の「事業完了」とは何を指しますか。

【回答】 ①補助事業に係る経費の支払及び②雇用開始（※申請時点で外国人材を雇用しておらず、新たに雇用する場合に限る。）が完了し、実績報告書及び関係書類を提出できる状態となった時点を「事業完了」とします。

【問 4】 複数の補助対象経費を組み合わせることは可能ですか。

【回答】 可能です。ただし、補助上限額は 1 申請につき 30 万円とします。

【問 5】 申請内容を変更したい場合はどうすればよいですか。

【回答】 原則として、申請内容どおりに事業を実施する必要があります。ただし、やむを得ない事情により、交付決定後に申請内容を大幅に変更する場合や、経費の額を 20%以上変更する場合は、変更承認申請が必要となります。変更が生じる可能性がある場合は、事前に担当者までご相談ください。

【問 6】 実績報告書に添付する「補助対象経費の金額が確認できる書類」とは具体的に何を指しますか。

【回答】 請求書、領収書、振込明細書、クレジットカード利用明細書、通帳の写し等、「支払金額と支払内容及び支払者」を確認できる書類の写しを指します。

【問 7】 クレジットカードでの支払いは可能ですか。

【回答】 クレジットカードによる支払いは原則不可とします。ただし、やむを得ない場合に限り、申請者本人名義（法人の場合は法人名義）のクレジットカードによる一括払いを認めます。

2 補助対象要件について

【問 1】県内の事業所で就労していますが、居住地が県外の場合でも生活環境整備は対象となりますか。

【回答】 外国人材を雇用する事業所が県内にあることを要件としているため、居住地が県外であっても生活環境整備の取組は補助対象となります。

【問 2】一つの法人が複数の事業所を運営している場合、事業所ごとに申請可能ですか。

【回答】 申請は、1 事業者（1 法人）につき 1 件とします。事業所ごとの申請はできません。

【問 3】特定技能、技能実習を持った外国人が働いていれば対象となりますか。

【回答】 外国人の在留資格について制限は設けていません。

【問 4】申請時点で外国人材を受け入れていない事業所は、補助対象となりますか。

【回答】 補助対象事業の実施年度中に新たに外国人材を雇用する場合は、次のすべてに該当するときに限り、補助対象となります。

- ① 交付申請時点で、当該外国人材との雇用契約を締結していること。
- ② 技能実習の場合は、交付申請時点で技能実習計画認定通知書が発行されていること。
- ③ 補助対象事業の実施年度中に雇用が開始されること（申請者の責めに帰さない理由により入国できなかった場合を除く）。
- ④ 実績報告時点において、外国人材の雇用の事実を確認できる書類（在留カードの写し等）を提出できること。

【問 5】人材派遣を活用して外国人材を受け入れている事業所は、補助対象となりますか。

【回答】 本補助金は、申請事業者が外国人材本人と直接雇用契約を締結していることを補助対象の要件としています。

人材派遣の場合、外国人材と雇用契約を締結しているのは、派遣先の事業所ではなく派遣元の派遣会社です。そのため、派遣先である事業所は外国人材を直接雇用していないことから、本補助金の**対象外**となります。

3 補助対象経費について

【問 1】交付決定前に物品を購入することは可能ですか。

【回答】 交付決定前に着手（契約、発注、納入、検収、支払等）したものは補助対象外とします。

【問 2】外国人のスキルアップ支援について、試験・検定の受験料は補助対象となりますか。

令和 8 年 8 月 24 日時点

【回答】 研修・学習に要する費用（テキスト代、授業料等）は補助対象とします。なお、資格取得に係る**受験料・受検料は補助対象外**とします。

【問 3】 エアコン設置に係る工事費及び、廃棄するエアコンの処分費用は補助対象となりますか。

【回答】 エアコン設置に当たり通常付随する標準的な設置工事費は補助対象とします。ただし、追加工事費等は補助対象外です。廃棄するエアコンの**処分費用は補助対象外**です。

【問 4】 家具の購入としてカーテンは補助対象となりますか。

【回答】 補助対象となります。

【問 5】 自転車購入時の防犯登録費用は補助対象となりますか。

【回答】 防犯登録費用は**補助対象外**です。

【問 6】 パソコンやタブレット端末等の購入は補助対象となりますか。

【回答】 汎用性が高く目的外使用となる可能性があるため、パソコン及びタブレット端末等の購入・買替えは**補助対象外**とします。

【問 7】 特定技能外国人に対する日本語教育は補助対象となりますか。

【回答】 企業が特定技能外国人に対して実施する日本語教育に係る費用は、義務的支援には該当しないため、補助対象とします。

【問 8】 中古品の購入やレンタル費用は補助対象となりますか。

【回答】 中古品の購入及びレンタル費用は**補助対象外**とします。

【問 9】 同一の事業者が過去に本補助金の交付を受けている場合でも申請できますか。

【回答】 令和 8 年度第 1 回の本補助金の交付決定を受けた事業者以外の申請は可能です。ただし、過去に次の補助対象経費（補助対象経費番号④⑤⑥）で補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた経費区分と同一の区分で申請を行うことはできません。

- ④ 外国人材用の家具、家電購入に要する費用
- ⑤ 外国人材用の自転車購入に要する費用
- ⑥ 外国人材のための不動産改修・改装に要する費用

例：令和 7 年度に「④外国人材用の家具、家電購入に要する費用」での交付を受けた者

→令和 8 年度において「④外国人材用の家、家電購入に要する費用」での申請は不可。

ただし、「⑤外国人材用の自転車購入に要する費用」又は「⑥外国人材のための不動産改修・改装に要する費用」での申請は可能。